

令和 4 年度

秋田県いじめ問題対策審議会議事録

秋田県教育委員会

令和4年度秋田県いじめ問題対策審議会議事録（要旨）

- 1 期 日 令和5年1月26日 木曜日
- 2 場 所 秋田県庁第二庁舎4階 災害医療対策室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 閉 会 午後3時00分
- 5 出席委員 嵯 峨 宏
三 島 和 夫
綾 部 直 子
齋 藤 透

6 教育庁（事務局）出席者

教育次長	和 田 渉
総務課長	元 野 隆 史
義務教育課長	稲 畑 航 平
高校教育課長	佐 藤 進
特別支援教育課長	佐々木 孝 紀
義務教育課指導主事	畠 山 公 次
特別支援教育課指導主事	藤 井 奈緒子
保健体育課主任指導主事	佐々木 敏 昭
生涯学習課社会教育主事	佐 藤 賢 輝
高校教育課副主幹(兼)班長	能 美 佳 央
高校教育課主任指導主事	根 守 潤
高校教育課指導主事	小 松 隆 行

7 次 第

- (1) 報告（「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について）
- (2) 協議
 - ・いじめの未然防止教育の在り方について
- (3) その他

【司会】

ただいまから、令和４年度秋田県いじめ問題対策審議会を開会する。はじめに、秋田県教育委員会、教育次長が御挨拶申し上げる。

【事務局】

本日は大変お忙しい中、そして強烈な寒波の中、お集まりいただき、御礼を申し上げます。また、日頃から本県教育の充実・発展に御協力をいただいていることに重ねて感謝申し上げます。一言挨拶をさせていただきます。

本審議会は、平成２８年に施行された秋田県いじめ防止対策推進条例第２３条に基づいて設置されている。本条例は、全ての子どもたちが安心して健やかに成長することができる環境を社会全体で作りを上げることを目指し、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者が一丸となって相互に連携・協力し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定められたものであり、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために審議することが本審議会の目的となっている。本日お集まりの皆様には、昨年４月１日付けで２年間の委員を委嘱し、御承諾をいただいた。大変御難儀をおかけするが、どうぞよろしくお願いしたい。

さて、令和３年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の国立・公立・私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は４，２１３件で、前年度から７件増加している。いじめの解消に向けて、県教育委員会では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、適切に対応しなければならないと考え、各校における学校いじめ対策組織を機能させ、いじめへの早期対応、再発防止に努めている。発生したいじめに適切かつ迅速に対応することはもちろんだが、子どもたちが社会の中で自他を尊重して、よりよい社会の形成者となっていくためには、学校にいじめが起こりにくい風土をつくり、子どもたちがいじめに向かわない態度や能力を身に付けられるようにする、いじめの未然防止教育が極めて重要である。

そのために教育委員会として、あるいは学校として、どのようなことに留意して取り組むべきか、専門的な知識や豊富な御経験をお持ちの委員の皆様方から御提言をいただきたいと考えている。それぞれのお立場から忌憚のない御意見等をお願いしたい。

【司会】

次に、委員の皆様を御紹介する。（委員紹介）

【司会】

次に、教育庁関係者を御紹介する。（教育庁出席者紹介）

【司会】

それでは、次第に沿って会議を進めていく。

ここからの議事進行は、秋田県いじめ防止対策推進条例第２６条第２項の規定に基づき、会長に願います。

【議長】

いじめ問題対策審議会の役割としては、いじめ防止等のための対策の措置に関する重要事項を調査審議することが所掌事務とされている。特にいじめの重大事態が発生した場合、第三者委員会として調査活動に当たり、いじめの再発防止につながる提言をすることが期待されている。発生したいじめの問題を解消することや再発防止を図ることよりも先に、いじめを発生させない、つまり、いじめを未然に防止することが望ましいと考えられている。いじめ問題対策審議会としては、どうすればいじめの未然防止を図れるのかを教育機関に提言していくことが必要だと考えている。

平成２５年にいじめ防止対策推進法が制定され、いじめの問題に対する取組が強化されたが、いじめが減少しているとの状況をうかがうことはできない。コロナ禍において生徒間の接触機会が減ったことにより一時的に数は減ったものの、いじめの認知件数、重大事態の発生件数は、全国的・長期的に見ると、増加の一途をたどっている。なぜいじめが増加し続けているのか、その原因を探り、いじめをなくすための効果的な対策を模索していかなければならず、教育機関だけではなく、県民、市民の皆様との協力を得て、いじめの問題に取り組んでいかなければならないと思っている。そうした観点から本日は、いじめの未然防止教育の在り方というテーマについて話し合っていきたい。本日はよろしくお願いする。

それでは次第の一つ目として、本県のいじめ等の状況について事務局から報告をお願いする。

【司会】

それでは、本県のいじめ等の状況について各課から報告し、その後で質疑応答を行う。

【議長】

では、義務教育課から報告をお願いします。

【事務局】

説明するデータは、文部科学省が毎年取りまとめている児童生徒の問題行動、不登校等の生徒指導上の諸問題に関する調査の結果のうち、本県の状況について抜粋したものである。最新のデータは令和3年度の状況である。義務教育課からは、小・中学校に関する部分について説明する。

令和3年度の小・中学校におけるいじめの認知件数は、小学校が3,288件、中学校が733件で、計4,021件となっている。前回の調査と比較し、小学校は6件の増加、中学校は42件の増加で、計48件の増加となった。令和2年度の調査では、令和元年度と比べて認知件数は減少した。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校活動がかなり制限されていたという背景もあったと考えている。令和3年度は、一斉休校のような状況はなくなったため、児童生徒の活動は一定程度復活してきたことから、児童生徒の様々な活動による接触機会が増加していたということも背景にあるのではないかと考えている。一方で、ここで説明する数字は全て認知件数であり、昨年も説明したとおり、いじめの定義や積極的な認知が広がって、学校がしっかりといじめを認知できているという数字でもある。必ずしもこの数字の増減に一喜一憂する必要はなく、この認知をスタートラインとして、学校として適切に対応することが重要と考えている。

千人当たりのいじめの認知件数だが、令和3年度の本県では、千人当たり49.9件となっている。全国では47.7件であるので、千人当たりで言うと、秋田県は、全国よりも多くいじめが認知されているという状況である。順位は、認知件数が少ない順に並べたものであり、令和元年度、令和2年度は30位であったものが、令和3年度では28位となっており、本県は少ない順から数えて28番目ということである。

続いて、本県の暴力行為の状況について説明する。千人当たりの暴力行為の発生件数は、本県では3.1件であり、全国で6.0件であることと比べ、非常に少ない発生件数となっている。対前年度で比べても、0.4件減少しており、順位は、少ない順から配列した場合に、本県は令和3年度では上から10番目に少ない。発生件数が減少しているが、いじめの認知と同様に、今後、学校が丁寧に子どもたちの様子を捉えていくということには変わりはないと考えている。

次に、小・中学校における暴力行為の形態についてだが、対教師暴力が、小学校33件、中学校0件。生徒間暴力が、小学校115件、中学校67件。器物損壊が、小学校13件、中学校6件となっている。校種別では、小学校で54件の減少、中学校では16件の増加であった。暴力行為の内容としては、自分の感情を抑えることができずに友人や教師に対して暴力行為をしたケースや、同じ児童生徒が繰り返し暴力行為をしているケースなどが報告されている。暴力行為は、いじめと密接に関わっており、今後も早期に状況を把握し、適切に対応していくことが重要であると考えます。

今後、日常の観察や教育相談体制の充実等により、実態をきめ細かに把握し、個々の児童生徒の状況に応じた適切な指導・支援に努めることなどにより、いじめ、暴力行為のみならず、不登校の問題にも、早期発見・早期対応に努めるとともに、危機管理体制の整備等について、市町村教育委員会を通じて各学校に働きかけてまいりたい。報告は以上である。

【議長】

続いて、高校教育課から報告をお願いします。

【事務局】

高等学校におけるいじめや暴力行為の状況について説明する。

まず、本県のいじめの状況についてであるが、高等学校における令和3年度はいじめの認知件数は、公立・私立、全日制・定時制・通信制を合わせて175件であり、前年度から42件の減少となっている。認知件数が減少した要因としては、いじめは許されないことだという認識が浸透してきているのではないかと考えているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活や環境の変化により、生徒同士の直接的な接触の機会が減っていることの影響があるものと考えている。

高校教育課では、年度初めに、県立高等学校・中学校の全職員に対して、生徒や保護者からいじめ相談があった際の学校における組織的かつ実効的な対応と、高校教育課への報告の徹底をお願いしている。各校において、生徒や保護者からいじめの相談があった際には、教職員は直ちに管理職に報告

し、校長は事実確認を待つことなく、高校教育課に速やかに電話と文書で第一報を報告する体制をとっている。また、高校教育課に報告があった事案については、複数の担当者で情報の共有を図り、学校の対応等について検討するとともに、必要に応じて指導・支援に当たり、迅速かつ組織的な初期対応に努めている。このほかに、毎年7月には、全県の県立高等学校を対象にいじめに関するアンケート調査を実施して、いじめの実態を把握し、早期の発見と解決に向けた取組を推進している。さらに、毎年11月には、いじめの認知件数等に関する調査を実施し、各校におけるいじめの認知及びその後の解消の状況を把握し、いじめの解消に向けた取組を推進している。

各県立高等学校においては、いじめの早期発見に向けた取組として、定期的なアンケートの実施や、クラス担任による面談、職員会議や打ち合わせ等での生徒の情報の共有等を行っている。また、いじめの解決に向けた取組として、日常的な生徒観察や生徒・保護者等の訴えから直ちに校内いじめ対策組織を立ち上げ、情報の共有を図るとともに、その後の対応について組織的に取り組んでいる。

なお、千人当たりのいじめの認知件数については、義務教育課の説明と重複するため、割愛する。

次に、高等学校における令和3年の暴力行為の発生件数についてだが、公立・私立、全日制・定時制・通信制を合わせて21件で、前年度から1件の減少となっている。暴力行為の形態については、生徒間暴力が10件、器物損壊が9件と、多くを占めている。生徒間暴力は以前に比べ減少しているが、他者の人権を尊重し、思いやりの心を育む指導をさらに充実させる必要があると感じている。今後も、校内における教育相談体制の充実や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な活用、外部機関との連携等と呼びかけ、生徒が不安や悩みを解消し、安心して学校生活を送ることができるよう、指導・支援の充実を図ってまいりたいと考えている。報告は以上である。

【議長】

続いて、特別支援教育課から報告をお願いします。

【事務局】

本県の特別支援学校のいじめ問題の概況について説明する。

本県の国公立特別支援学校におけるいじめの認知件数は17件であり、前回の調査と比較し、1件の増加となった。全ての学校が個別面談やいじめに関する調査等を通して、定期的に状況把握をしている。

いじめの態様については、「冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われた」と「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」が多く、いずれのケースについても、被害児童生徒への対応、加害児童生徒や学年・学部全体への指導などにより即時に対応し、現在いじめは解消している。

特別支援学校においても、教職員は、児童生徒や保護者等からいじめ相談があった際は、その全てを直ちに管理職及び校内のいじめ対策委員会等の組織に報告することと、報告があった際は、事実確認を待つことなく、校長が速やかに特別支援教育課に電話及び文書で報告することを、年度初めの通知文書や校長会等で確認し、徹底を図っている。

特別支援学校の場合、自分から被害等を訴えることが難しい児童生徒もいるため、周囲が状況把握を一層丁寧に行い、早期発見・早期対応を行うことが重要となる。家庭や福祉施設等での様子をきっかけに学校に情報が入る場合や、児童生徒との普段の会話の中から気付く場合も多いことから、日頃からアンテナを高くして情報収集を丁寧に行うとともに、情報の抱え込みや個人で判断することがないよう、教職員に繰り返し伝え、全職員で情報共有をしながら、組織的な対応に努めるよう指導してまいりたい。また、児童生徒会活動や行事等、児童生徒が主体的に参加し、活躍する場を設けることで、互いにそのよさを認め合い、いじめが起きにくい学校づくりとなるよう指導していきたい。

なお、特別支援学校については、暴力行為は調査の対象とはなっていない。報告は以上である。

【議長】

ただいまの三課からの報告について、御質問や御意見等はないか。

【委員】

いつも気になるのは、認知件数についてである。国立教育政策研究所から資料等も出ているが、先ほど説明があったように、いじめの相談を受けた先生が気付くというケースもあるだろうが、相談があったものが事実確認を経ずに、全て報告として上がってくるという理解でよいのか。

【事務局】

いじめの発見経路は様々である。先ほどおっしゃったようなものもあれば、児童生徒にアンケートをしていじめられているという答えがあったようなもの、担任の先生が見取りで発見したものなど、

様々なものが含まれる。そのようにして学校として認知しているいじめの件数である。

【委員】

コロナ禍で学校の先生と生徒の間に少し距離感ができているのではないかと思うのだが、アンケート等も含めて認知しているということであれば、コロナ禍の中で取りこぼしが大きくなっているという印象はないと考えてよいか。

【事務局】

はい。コロナの影響については、最初の頃は一斉休校もあり、接触機会が減っているという影響はあったかと思うが、例えばマスクによって表情が見取りにくいとか、そういうことでいじめの認知が遅れるとは考えていない。

【委員】

国立教育政策研究所の資料にも同じことが書いてあったのだが、いじめに限らず数字の増減に一喜一憂することなく、問題行動等にきちんと向き合っているかを点検する姿勢が重要だという説明があった。具体的にどういうことか。

【事務局】

これはあくまでいじめの認知件数であり、いじめが実際に起きている数ではなく、学校がしっかり認知できている件数であるという点に御留意いただければと思う。例えば、いじめが実際に起こっていても、学校が認知できていないケースであれば、認知件数は少なくなるわけだが、果たしてその少ないという評価がどのようにできるかについては様々な捉えがある。我々の捉えとしては、認知件数は学校がしっかり認知できている表れだと捉えているので、この認知をスタートラインとして今後対応していくということが重要であって、数の増減が必ずしも問題にはならないということである。

【委員】

向き合っているかどうかというのは、いわゆるPDCAサイクルで言えばチェックというところだと思うが、これは今日の議題にも出てくるであろうから、それについてはまた後で質問したい。

【議長】

ほかに御質問等はあるか。

【委員】

いじめの認知件数の増減のところで、内訳として、SNS等のトラブルに起因することについての状況はどうなっているか。

【事務局】

いじめの態様の中で、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」という、いわゆるネットいじめについての件数も統計をとっている。割合は、小学校では全体の中の1.4%、中学校では全体の中の6.5%、高等学校では全体の中の15.8%、特別支援学校では全体の9.1%となっている。必ずしも全体の中で大きな割合を占めているわけではないが、近年、SNSや携帯電話等が普及するにつれて徐々に増えている状況である。

【委員】

何が減り、何が増えているのか、お答えいただける範囲で構わないが教えてほしい。

【事務局】

申し訳ないが、今手元に詳しく分析した資料を持ち合わせていない。

【議長】

私からも意見という形で少し話をさせていただく。

今二人の委員からも話があったが、認知件数を明らかにすることが、いじめの防止にどうつながっているのかがあまりよく分からない。それを挙げた上でどういった対応をしているのか、どのように効果があったのかとの報告がないと、いじめの防止につながるものにならないのではないかな。実際のところ、秋田県では、母数は少ないが、重大事態の件数が増加傾向にあるように思う。文部科学省の

統計を見ると、令和2年度には、コロナの影響もあって、いじめの認知件数、重大事態の発生件数は一旦下がったものの、令和3年度からは上昇し、いじめ防止対策推進法が制定されてからは増加傾向にある。重大事態の件数が増加している状況でありながら、果たして認知件数をプラスでの面で評価してよいものなのか。認知をしたならば、どのような形で対応しなければならないのかを考えていかなければいけないと思うので、もし統計をとるとしたら、いじめの認知をした後にどういった対応をとったのかということも、次回の審議会では示していただければありがたい。

暴力行為に関する統計についても、以前から挙がっているが、委員からも話があったように、いじめの質がかなり変わってきていると思う。十年前は暴力行為がいじめの中心として取り上げられていたが、今はSNSによる誹謗中傷事例等も増えてきているので、いじめの質の変化を見極めるために、そうした統計等も加えていただきたいと思う。

質問だが、県教育庁では基本的に県立学校を所管されていると思うが、義務教育課では、公立小中学校の統計等も取り上げている。先ほど、公立小中学校に対して働きかけをしているという話もあったが、具体的にどういった働きかけをしているのか教えていただきたい。

【事務局】

小中学校に関しては、教員については県が県費負担任命権者であり、一方で、学校の設置者は市町村であるので、学校の運営は市町村が行っているという状況である。

いじめの問題に限らないが、全県的に対応が必要な問題に関しては、県教育委員会から指示やお願いをしたり、研修や協議会という形で全県的に先生方に集まっていただいて問題を共有して対策を協議したりするということを行っている。

【議長】

大分前から行われているということか。

【事務局】

そのとおりである。

【議長】

ほかに質問がないようなので、協議に入りたい。あらかじめ事務局から協議題が提出されているので、事務局から協議題の設定理由の説明をお願いしたい。

【事務局】

協議題は「いじめの未然防止教育の在り方について」である。

県教育委員会では、様々な機会を捉えて、いじめ防止等の取組を推進してきた。いじめはどの学校にも起こり得るものとして、児童生徒の小さな変化を見逃さず、早期に発見し、適切に対応していくとともに、いじめの未然防止に取り組むことが重要であると考えている。

12月に改訂された「生徒指導提要」においても、「いじめの認知率を高め、『いじめを見逃さない』という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけること」の必要性について述べられている。

これらのことを踏まえ、いじめの未然防止教育をより実効的な取組としていくための方策について、本審議会から御提言を賜りたく、本日の協議題として設定させていただいた。

【議長】

では協議していきたいが、まず、協議題について委員の先生から御質問等はないか。

【委員】

これは大変な難題だと思う。この場で求められているのは、大きな指針から現場回りのことまでであると思うのだが、どのレベルの論議を求めているのか。ネット上には、色々な団体、機構、研究所、教育関係者の方々が色々な案を出されている。その中には、人権教育の充実など、大所高所からの取組等が数多く出てはいるが、それでもなかなかうまくいかない点があるので、何かもっといいアイデアを出してほしいということか。

【事務局】

はい。昨年度までも色々御提言いただいており、未然防止につながるような取組をしているとこ

ろであるが、具体的なことを御紹介した方がよいか。

【議長】

文部科学省等から提言されている一般的・抽象的なこと等を述べるだけでは意味がないと思われるので、委員それぞれが、未然防止教育の在り方について自分の考えを述べることでよいと思う。もちろん、一般的に言われていることを実現させるためにはどうしたらよいのか、どういう形で実効化させるのかとの意見でもよいし、内容は委員各自に任せてよいと思う。

まずは自由に御意見をいただき、それぞれの委員の意見に関して他の委員の方からまた意見があるようであれば、そこでまた議論を交わしていくという形で進めたい。まず、皆様方が思っていることを話していただければと思う。

【委員】

先ほどの人権教育でもそうだが、かなりリアルな事例検討が必要だと考えている。教育現場の方たちの心情は置いておいたとして、オブラートに包まず悲惨なものも含めて、どのような事例がどのようにして起こったのか、事例検討を通じて子どもに学んでもらう。それは、どの年次の子どもさんから始めるのがよいのか分からないが、総花的な道德の教科書的な学びだけでは駄目なのだろうと思う。そういう事例検討の中で、既存のセーフティネットだけではうまくいかない部分というのも多々あって、万全ではないということ子どもに教えるべきだと思っている。子ども自身、簡単に加害者にも被害者にもなるということとはよく言われているが、傍観者でいられないかもしれない、巻き込まれるかもしれない、自分が加害者になるかもしれない、ということも含めて、リアルな事例を知ってもらうことが大事だと思う。

子どもにとってトラウマになるかもしれないなど色々な意見があると思うが、私自身はそう感じている。学校側がこういうセーフティネットがあるのだというような綺麗どころだけではなく、うまくいかなかった事例など色々なケースがあるのだということ、しかし最終的にはきちんとレスキューされるのだということは知ってもらうのがよいと思う。

ある程度年次が上になってきたら、法的な側面、つまりいじめについてはパニッシュメントがあるのだということをはっきりと示すことも大事である。未成年であることを盾にとったような悪質な事例も沢山あるので、また、朱に交わるという面もあるので、厳しい側面もきちんと伝える。リアルな事例検討等も含めて行うことで、より効率的になるのかなと思う。

その上で、先ほども話したが、何か対策をとったときに、PDCAをきちんと回さないとうまく進んでいけないと思う。そういう意味では、未然防止の教育はこれまでもやってこられたと思うが、その効果のチェックはどのように行われているのか、それに対してどのような改善策がとられているのか、そういうところを見直すことも、教育側としては必要であると思う。

あとは、精神科医の立場から見ると、いじめの標的になりやすい子どもさんの中に、ある種の発達特性を持った子どもさんもおおり、そういうハイリスクな子どもさんをどのように教育の現場で早めに見つけて手厚く対応していくかということも大事である。すでに学校の先生たちは神経発達症関係のラーニングを行っておられると思うが、その辺りも引き続き対応した方がよいと思う。

【議長】

リアルな事例を検討するということだが、誰が主体となってそれを行うのか。学校側がやるべきなのか、それとも例えば弁護士などの外部の者が具体的な事例を示していじめの防止教育をするのか、こういったものが望ましいと考えておられるか。

【委員】

私は、学校の教育の現場では、学校の先生かなと思っていたが、第三者的な方がそういう場を設けられるのならば、それは子どもたちにとって記憶に残るレクチャーになるのではないかなと思う。また、親御さんも入って学ぶ場があってもよいのではないかなと思う。

【議長】

発達障害等を持つお子さんに対して教育するのは、かなり難しいのではないかな。いじめ防止教育をしたとしても、果たして理解することができるのか。個々の児童の特性に応じて教育していかなければいけないと思われる。

【委員】

私が述べた発達特性を持ったお子さんへの対応というのは、その子どもたちを教育すること

ではなく、ハイリスク児童として注意深く見ていく必要があり、いじめ事例が起こっていないかを手厚くチェックしていく必要があるという趣旨で話した。

【議長】

承知した。それでは、ほかの委員からも御発言をいただきたい。

【委員】

先ほども話があったように、いじめの認知件数そのものは全国的にも増えているということであるが、これまでの取組で効果があったものとなかったものについての検討が必要だと思う。学校の中ではおそらく色々な取組がされていると思う。近年であれば、SOSの出し方教育や、子どもたちが直接使える電話相談やLINE相談など。もちろん全てがオープンにできるものではないと思うが、学校の中でこういった取組をしたら効果があったということがあると思う。いじめの対応をして、こういうところでうまく防げたというような事例など、効果があったことの検討と共有は必要である。逆に言えば、効果がないものもあるかと思われる。文部科学省の資料等では理想や理念は当然書いてあるけれども、現場の先生が対応することを考えると、より現場で効果のある具体的な対応方法を見ていく必要がある。

私は、学校にスクールカウンセラーとして入っているが、初めて会った子どもがスクールカウンセラーにいじめを打ち明けるということは難しいと思う。もちろん理想としてはあってほしいが。先生とは違うけれどそういった話をしてもいいのだと思える人がいるということの情報共有や発信も、学校の中ですらもう少しできればよい。スクールカウンセラーの立場では、便りを書いたりしているが、おそらく卒業までに存在をほとんど知らないお子さんや保護者も多いと思うので、学校の先生には言いにくいけれども何かちょっとしたことでも話ができるのだ、ということももう少し周知できればいいと思う。

個人的には、スクールカウンセラーに相談するというのは、保護者にとっても子どもにとってもハードルが高いものだと思う。何かとても重大な相談がないと行ってはいけないと思っている人が結構多いが、何もなくてこそ、スクールカウンセラーの顔を見にくるなど、そういった開放的なところとして私自身もやっていければよいと思っている。

もう一つ思っていることとしては、おそらく今オンラインでの教育でタブレットを渡されるなど、学校に行かなくても教育の機会が一応保障されている状況かと思う。いじめを未然に防止し、発生させないということは当然大事だが、一方で、嫌なことや不快なことが一つでもあればもう学校には行かないと言って、登校が難しくなる子どもも増えているように思う。いじめに対しては大人や教員が間に入る必要があるけれども、子どもが自分で困難を解決する方法を子どもと一緒に考えていくという教育も必要ではないかと思う。

【議長】

確かに、道徳教育だけでなく、いじめが起きないようにする教育と体制を整備することが重要である。生徒と一緒に考えて解決するとの教育も必要である。

【委員】

この協議の前にいじめの状況についてデータを用いて説明があったわけだが、私はこうした数値を見るたびに、学校の先生方のいじめ防止に向けた熱意の結果として、こうした数値が増えているという部分もあるのではと思っている。先生方が手を抜くということはないと思うが、一たび油断してしまったら、果たしてこういう数値でとどまったであろうかという思いがある。

それから、今、教員の多忙化解消のために様々な取組がなされてはいるが、危惧されることとして、多忙のために子どもと向き合う時間が減少することによって、子ども一人一人に目をかけ、手をかける時間が少なくなっている、こういった数値が一気に増えていかないかという辺りを心配している。

そうした思いの中で、いじめの未然防止教育のことを考えていくと、いじめは命に関わる問題であって、いじめを認知しないことはいじめがゼロではないということと、いじめへの対応については、大まかなマニュアルは必要かもしれないが、一つ一つの事案を相談しながら、チームを編成して、皆で具体策を検討して、役割分担を決めて対応するという、そういった対応が必要になってくるわけであり、いかにいじめを早く認知して対応するかに一生懸命取り組んできた経緯がある。ただ、協議題の設定理由にあるように、やはりいつまでもいじめの早期発見・早期対応ではなくて、いじめを生まない環境づくりという段階に踏み込む時期にきたという思いも強く持っている。

学校でいじめがないようにと、先生方に指導を丁寧にしてくれと言えば言うほど、指導を受けた子どもにとっては「またいじめの話ですか」と、飽き飽きということではないが、そういう部分もある。

誰もがいじめが悪いことだと分かっているが、やはり現実にはあるので、いじめを生まない環境づくりに向けた教育が必要だと改めて感じている。いじめの防止には特効薬はないと個人的には思っている。総合力でいじめを減らし、なくしていくということを考えると、いじめを生まない環境づくりに、よりシフトしていくことが必要だと思う。

【議長】

今話が出たように、認知件数が上がってきていることは、多くの先生方がいじめに対して真剣に取り組んでいる成果の表れでもあり、否定的に捉えてはならないと思っている。ただ、いじめを発見したときにどう対応したらよいのか、先生方もすごく悩むことがあるのではないかと。役割分担という話も出たが、一人の先生だけに関わらせるのではなく、組織的に対応することが必要である。いじめを起さないような環境チェックが大事だという話もあったが、そのとおりだと思う。私も色々と考えてきたことがあるので、少し話をしていきたい。あくまでも一つの提言として聞いていただければと思う。

県教育庁は、県立学校を所管しており、主として高校生のいじめの防止に向けての取組が役割とされている。先ほど小中学生にどのように働きかけているのかという話もあったが、それに関して思うところがあるので述べていきたい。

文部科学省におけるいじめへの対策の取組が、文部科学省のホームページに公表されており、その中に「いじめの未然防止」が掲げられている。その一つとして、「特別の教科道徳」の着実な実施などによる道徳教育の充実が挙げられている。ただ、人格がある程度形成されている高校生に対して道徳教育がどれだけ有効なのかは疑問である。発達段階に応じた教育が必要であり、道徳教育がより必要なのは小中学生である。そして、これを充実させるのは小中学校を所管している市町村教育委員会の役割である。もっとも、小中学校の生徒はいずれ進学して高等学校に通うことになるので、県と市町村の教育委員会の協力・連携が必要となってくる。連携と言うと、学校と教育委員会、あるいは教育機関と外部機関との連携を想定しがちだが、高校生において、小中学校のときに学んだ道徳教育を実効化させるためには、各自治体間の協力・連携も不可欠だと思う。

小中学生の頃から言葉遣いを正すように教育することも必要である。高等学校においても「死ね」「ウザい」「キモい」といった言葉を当たり前のように使っている生徒が見受けられる。いじめの認識がなかったとしても、また、実際にその生徒のことを言っていなかったとしても、それらの言葉を聞いた生徒は、自分のことが言われているのではないかと思ったり、学校に行きたくないと思ったりすることもあるように思う。

さらに、文部科学省は、「いじめの未然防止」として、いじめや不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりをする、その調査研究が必要であると述べている。いじめがなくなれば一番良いのだが、現実的にはそれはできないと思う。それは無理だとしても、児童生徒が学校に来て楽しいと思うことが重要なのであって、そのための学校づくりを心がけることが必要だと思う。それならばできるのでないか。いじめの教育をする前に、どうやったら学校を楽しくできるかを考えて教育をする視点を持つことが必要であると思う。

未然防止からは少し離れるが、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義は「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定められている。抽象的な定義であるが、いじめの早期発見や未然防止を図るために、定義をある程度広げたものと私は考えている。反面、本来いじめに該当しないものであっても、いじめとされることもある。例えば、極端な話だが、学校の中で異性に告白したところ、ごめんなさいと言われ、ショックを受けて不登校になってしまった、そんな事例であったとしても、このいじめの定義に当てはめると、いじめとして取り扱わなければならないことになるのでないか。誰もこんなことではいじめだとは考えないところであり、いじめの定義が若干広すぎるところもあるかもしれない。その結果、本当はいじめとして取り扱わなくてもよいものまでがいじめとされたり、逆に、いじめとして取り扱わなければいけないものがいじめとされなかったりする事態も生じさせているように思う。

したがって、いじめの定義を理解する前に、どうしていじめは許されないのか、児童生徒、さらには学校の先生、保護者にも理解してもらう必要がある。そのためには、人権教育なども必要になってくると思われる。文部科学省も、「いじめの未然防止」として、いじめを含む差別の解消に向けた人権教育の推進や、健全な発達に資する体験活動の充実を挙げている。私ら弁護士は、基本的人権を擁護するという役割を担っており、秋田弁護士会においても、いじめ防止授業の講師として弁護士を派遣する態勢を整えてはいるが、費用の問題があるためか、ほとんど活用されていない状況にある。人権教育のための制度も実効化できるよう、県で予算を構築する必要があるのではないかと。いじめ防止のための対策を講ずることについて、県民の理解も必要だと思う。

ほかには、教育行政に係る法務相談体制を整備すること、いつでも教育機関が弁護士等の専門家に相談できる体制を整える必要があると思っている。この点、仙台、福島、青森については、いじめ防止授業や法務相談の実施を中心としたスクールロイヤー制度が実施されていると聞いている。本県においても、導入に向けて検討を進めていただければと思う。

さて、ここまで委員の方々に一回り話をさせていただいたが、付け加えて話すことがあれば述べていただきたい。

【委員】

先ほど委員から、子どもたちから、いじめ防止教育またか、という声もあるという話を聞いて、なるほどと思いつつも、やはり難しいものだなと改めて思った。

今回、未然防止教育の在り方がテーマだが、その前に早期発見や迅速な対応でも大きな問題があつて、それを十分にこなさないで未然防止教育と言っても、少しバランスが悪いのではないと思う。

早期の介入や相談の窓口であるスクールカウンセラーの数が全然十分ではない。先ほど、弁護士による色々なレクチャーも予算面で活用されていないという話もあった。私の患者さんの通っている学校でも、スクールカウンセラーに話を聞いてもらいたくても月に1回も来ない。秋田県は、日本で最も公認心理師の数が少なく、そういう中でスクールカウンセラーもしくはその素養のある方が圧倒的に足りない。それに対する予算措置も十分ではない。また、秋田大学の教育文化学部の養成コースのサイズが非常に小さいのだろうと思うが、そういう色々な人的資源のことも含めて、中長期的な課題にはなるため、県には考えていただきたいと思う。

あともう1点、病院でもクレーマーや暴力行為の事例があつて、日々非常に悩まされているが、そのときにやはり組織として対応していくことがとても大事である。先ほど議長から話があつたが、担任の先生などの個の対応ではなく、当初から学校全体で対応していくということが大事である。そうすることで、早いうちに悪循環の芽を摘めるのではないか。とにかく、その辺りを躊躇すると、どんどん対応の遅れにつながるケースもあると思う。

【議長】

教育機関は、外部の者を積極的に介入させながら、また費用の問題があつて、スクールロイヤーの実現に支障を来している。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも数として十分なものにはなっていないと聞いているが、外部の者が十分に活動できるようにするためには、結局のところ、お金の問題に行き着く。そうであるところ、予算を確保するためには、先ほど話したように県民の理解が必要であり、今まさにいじめの問題・対策に取り組まなければいけないことを、もう少し県民に訴えていく必要があると思う。

ほかに御意見はないか。

本日の協議のまとめの方向性として、まずは、教育機関以外の外部の者がいじめの未然防止に関わっていくことが必要だと思われる。

先ほど、リアルな事例検討という話も出たが、いじめとはどういったものなのか、概念を覚えたとしても未然防止につながるものではなく、実際に起こった事例を取り上げた上で、なぜいじめが起きてしまったのか、どうやってそのいじめを解消することができたのか、といったことを検証することが必要である。

子どもたちにいじめ防止授業をすると、「またか」という感じに見られるという話も出たが、私ら弁護士には、いじめ防止授業が効果的に実践されているのか把握できていない。いじめを防止する上で、子どもたちに伝えなければいけないことがまだ行き届いていないように思われるので、弁護士等によるいじめ防止授業を是非活用していただければと思っている。

それから、いじめを起こさないようにする教育が必要であつて、人権教育に限らず、いじめが起こらないようにする教育、あるいは学校に来て楽しいと思えるような教育も必要だと思う。

そして、いじめの問題は、学校だけの問題ではなく、一般市民、一般県民の方々も関心を持たなければいけない問題であると思う。どうしていじめは許されないのか、現在もいじめがどういった状況にあるのかを一般の方々にも理解してもらうことが必要である。

また、未然防止を図ることも重要であるが、いじめの問題を重大化させないように、いじめを認知した後の対応をもっと充実させるべきだという意見もあった。それはもっともなことだと思うので、そういう視点も持っていただければと思う。

【委員】

今の会長の意見に賛成するところがあり、もちろん早期発見や早期対応をないがしろにして、いじめを生まないための措置に力を全部傾けるということではなく、今まで大事にしてきた知見をしか

りといじめ対応に向けながらも、今会長が述べた、楽しい学校づくりという辺りのことを子どもたちに伝えていくことはとても大事なことだと思う。いじめがどんなに駄目なのかということは、本当に口を酸っぱくするほど先生方を通じて指導してきていると思う。ただ、人権教育という言葉を使うと固いが、一人一人がどんなに大事な存在で、いなくなるとよい子どもは誰もいないということを、人を大事にする心をもっと指導してくれということを私は先生方にあまり言ってこなかったという自戒の念がある。そういう部分では、これからはそういうところにも力を入れるべきではないかということをおっしゃった。学校づくりこそ、いじめを生まないための根底には必要なことではないかと思ったので、発言させていただいた。

【議長】

いじめの問題はなかなか解消されず、件数も増えてきているが、いじめ防止対策推進法が制定された後、法律に基づいて、各教育機関や学校が色々取り組んできている。その効果が果たしてどれだけのものか分からないが、まずは今取り組んできたことを引き続きやっていただきたいと思います。その上でさらに、今までやってきたことに加えて、人権教育を実施するなどして、いじめの未然防止を図っていただければと思う。以上を協議のまとめとしたい。

最後に、その他ということで、委員の皆様方から何か御意見等があればうかがいたい。

【委員】

委員の構成が4人というのが平均的な人数構成なのかということについてうかがいたい。例えば、親やPTA、一般有識者などが加わる必要はないか。県民の理解が必要だという話があったが、審議会の規模が秋田県の人口から見て標準的な構成と考えられるということか。標準的であるならばそれでよいと思うが、いじめという大きな社会問題を語るには、余りにも人数が少ないのではないか。委員として責任重大だと思っている。

【議長】

県は、いじめ問題対策審議会のほかにも、県いじめ問題対策連絡協議会を設置しており、そちらでは、PTA、警察、児童相談所の方などが参加している。連絡協議会では、活動内容の報告がメインになっている。県連絡協議会の活動として、リーフレットを作成し、保護者や学校に配布していると聞いているが、連絡協議会に関することで何か話があれば一言お願いしたい。

【事務局】

会長のおっしゃるとおり、この連絡協議会において様々な議論をしている。PTAの代表の方もいらっしゃるし、医療関係、県、市、心理士等、様々なお立場から参加していただいて、議論をしているが、参加人数が多いということと、現状の共有と関係機関との連携が主な目的であり、そのような内容にしているというところである。

会長から紹介いただいたリーフレットについては、本日の協議会で生徒指導提要の改訂があったという説明があったが、今年度の連絡協議会では、その生徒指導提要の改訂の内容をコンパクトにまとめたリーフレットを作成している。

【委員】

審議会と連絡協議会では目的も違うとは思いますが、こういう大きな話題を扱うときには、他方でどのような論議がなされているか情報がないのではもったいないし、効率が悪い。特にいじめ問題については、現場に近い方たちの意見が大事だと思うので、互いに情報を共有し、それらをベースに協議を行うというのが効率的なのかなと思う。

【事務局】

委員御指摘のとおり、いじめ問題対策連絡協議会があり、様々な分野の方々からお話をいただいている。今回の審議会においては、それぞれの専門分野の委員の方々に御意見をいただいているわけだが、双方をしっかりとリンクさせるようにしていきたい。議事録等もそれぞれ作成しているので、それぞれが共有できるように今後工夫していきたいと考えている。

本日は沢山の貴重な御意見、御提言をいただいた。やはり、まずは楽しい学校、通いたい学校を。これはどこの学校もその校長先生もそういった思いで経営をしていると思う。そういう前向きなところで、子どもたちが明日学校に行きたいと思えるような学級経営もなされていると思うが、一方で、いじめがあるということは件数に表れているので、これを我々も重視して、悲しい思いをしたり、学校に行くのをぐずったりということがないようにしていきたい。

道徳の授業もそうだが、学校教育全体の中で、特に生徒会あるいは学年集会といった場で課題意識を子どもたち自身が共有して、話し合い、ディスカッションする場を準備していかなければいけないと改めて思ったところである。

それから、我々教育行政に携わっている者として大変言いづらいところであり、予算に限りがあると言えどもそれまでであるが、例えばスクールカウンセラーに関しても、現場からの人数や時間を増やしてほしいという要望に対して、人数には限りがあるので時間を増やすということはしてきている。併せて、学校の中だけでは抱えきれない問題、例えば家庭に起因するものも結構あるので、スクールソーシャルワーカーについても増員するように取り組んできている。

まずは現場のニーズをしっかりと把握して、必要なところは財政当局の理解を得るように努め、子どもたちの快適な環境をつくっていくように取り組んでいかなければいけないと思っている。これから色々な御意見を頂戴し、我々も誠心誠意取り組んでまいりたい。

【委員】

異次元の少子化対策予算が付くはずなので、是非予算を取っていただきたいと思う。

【議長】

冒頭でも話したが、いじめ問題対策審議会は、いじめの重大事態が発生した場合、委員がそのまま調査委員会にスライドする形となっている。実際に調査活動をするとき、どのように進めたらよいのかについて、不慣れな委員もいると思うので、どういった問題が起きていて、それがどのようにして解消されたのかを我々に提示していただければと思う。この審議会も、これまでのようにテーマを決めて話すという形ではなく、やり方を変えてみる必要があるのではないか。次年度以降、検討していただければと思う。

【事務局】

検討していきたい。

【議長】

それでは議事を終了する。進行を事務局にお返しする。

【司会】

以上をもって、令和4年度秋田県いじめ問題対策審議会を閉会する。
御出席いただいた皆様に感謝申し上げます。